

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第133条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同条第2項の規定により掲載する。

令和8年8月19日

松江地方法務局筆界特定登記官



記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和8年第4号
対象土地 松江市東出雲町揖屋字町後981番2
松江市東出雲町揖屋字町後981番7
- 2 関係人の氏名又は名称
越野十太郎
石原秀右工門
吉儀文四郎
永島善太郎
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。